

令和元(2019)年度～令和3(2021)年度 of 取組

**1 ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実**

ひとり親家庭の総合相談窓口に弁護士を配置し、離婚、養育費等の複雑な課題に対する専門的なアドバイスを行います。また、未就学児を抱えるひとり親の希望に応じて専門相談員を派遣する出張相談を開始します。

No. 8 - 1		年度別の取組計画			
令和3年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
★ 相談窓口への 弁護士の配置	プロジェクトの 効果・検証	相談窓口への 弁護士の配置	—	—	相談窓口への 弁護士の配置
★ 出張相談の 開始		出張相談の 開始	実施	実施	出張相談の 実施
事業費(百万円)		118	118	118	354

事業実施課：福祉部 生活福祉課

**2 生活保護受給世帯等の子どもに対する支援の充実**

**(1) 生活保護受給世帯の子どもへの支援の充実 ★**

- ① 生活保護受給世帯の子ども の 状況 を 的確 に 把握 し、学習環境や生活習慣を改善するため、子ども支援員の体制を強化します。
- ② 課題を抱える子ども の 学習支援や居場所確保を行う支援拠点を新たに1か所増設します。

No. 8 - 2		年度別の取組計画			
令和3年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
① 子ども支援員の 体制強化	支援の実施	—	強化	—	強化
② 支援拠点 計2か所	1か所	調整	増設1か所	—	増設1か所
事業費(百万円)		36	85	82	203

事業実施課：福祉部 生活福祉課、総合福祉事務所

## (2) 学習支援事業「中3勉強会」の実施<sup>※1</sup> 【再掲】

経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に、基礎学力の定着を目的とした学習支援を行います。令和元年度からは、参加者が自主的に学ぶ力をつけることができるよう、従来の「勉強会」に加えて、学習支援員を配置した自学自習用の学習室を新たに設けます。

事業No.4-15の再掲		年度別の取組計画			
令和3年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
中3勉強会 (7か所) 年間80回	年間56回	年間80回	年間80回	年間80回	年間80回
事業費（百万円）		75	75	75	225

※1・・・ 計画4 事業No.4-15の再掲

事業実施課：教育振興部 学校教育支援センター

## 3 生活保護受給世帯に対する自立支援の充実 ★

生活保護受給世帯の増加に対応し、きめ細やかなサポートを行うため、今後も適正なケースワーカーの人員を確保します。「就労自立の促進」、「生活自立の促進」、「次世代育成支援」、「適正支給の強化」を4つの重点項目として、生活保護受給者への自立支援を充実します。また、高齢者世帯の増加に対応するため、定期的な見守りや日常生活の支援を行う、高齢者生活支援員の体制を強化します。

No. 8 - 3		年度別の取組計画			
令和3年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
生活保護受給世帯に対する自立支援の充実	実施	充実	充実	充実	充実
事業費（百万円）		72	32	27	131

事業実施課：福祉部 生活福祉課、総合福祉事務所

#### 4 新しい児童相談体制の構築<sup>※1</sup>【再掲】

子どもたちの福祉の向上のためには、区による地域に根差したきめ細かい支援と東京都の広域的、専門的な支援を適切に組み合わせた新たな仕組みが必要です。都と実務的な協議を重ね、児童相談所行政を共同して取り組む仕組みを構築します。本年5月に設置された児童相談体制等検討会には、練馬区も参加し、積極的に対応していきます。

また、ショートステイ事業については、施設での実施に加えて家庭での受入を開始します。

事業No.2 - 4の再掲		年度別の取組計画			
令和3年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
① 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実					
支援体制の強化	心理 5人 保健師 4人 福祉等 15人 非常勤相談員 10人	増員	—	—	増員
★ スーパーバイザーの配置(弁護士・児童相談所OB等)	—	配置	—	—	配置
② 都児童相談センターとの連携の強化					
★ 都との協議 都と共同で取り組む仕組みの構築	協議開始	協議	協議	都と共同で取り組む仕組みの構築	都と共同で取り組む仕組みの構築
都児童相談センターへの区職員派遣 拡大	課長級 (月2回1人)  一般職員 (通年1人)	課長級 (通年1人) (月2回1人)  一般職員 (通年1人)	—	—	課長級 (通年1人) (月2回1人)  一般職員 (通年1人)
要支援家庭を対象としたショートステイ事業 受入対象年齢の拡大	拡大の検討 (対象年齢2-12歳)	拡大 (対象年齢0-12歳)	検討	検討	対象年齢拡大
★ 協力家庭によるショートステイ事業の実施	—	検討	開始	実施	実施
都児童相談センターからの事案送致・指導措置委託	協議	開始	実施	実施	実施
事業費 (百万円)		21	21	21	63

※1・・・ 計画2 事業No.2 - 4の再掲

事業実施課：こども家庭部 練馬子ども家庭支援センター